148　カプセル型内視鏡 (2)　大腸用 （承認番号） 22500BZX00310000	平成26年4月1日から 平成27年12月31日まで	85,400円
182　バルーン拡張型人工生体弁セット （承認番号） 22500BZX00270000	平成26年4月1日から 平成27年9月30日まで	4,650,000円
185　オープン型ステントグラフト （承認番号） 22600BZX00033000	平成26年7月1日から 平成28年3月31日まで	1,140,000円

○国土交通省告示第八百十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イ、第八十条の二第一号、第八十九条第一項及び第九十四条並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件等の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

（木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件の一部改正）

第一条　木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件（平成十二年建設省告示第千四百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三号中「枠組壁工法構造用製材」の下に「及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材」を、「昭和四十九年農林省告示第六百号」の下に「。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。」を加え、「適合するもの」を「適合する枠組壁工法構造用製材」に、「又は四〇四」を「若しくは四〇四」に改め、「四〇四のもの」の下に「又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、寸法型式が二〇三若しくは二〇四のもの」を加え、「樹種」を「樹種群」に、「、表一」を「、同表」に、「表二」を「次の表二」に、「はる」を「張る」に改め、同号の表一を次のように改める。

樹種群	区分	等級	強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			
			Fc	Ft	Fb	Fs
DFir—L	甲種	特級	二五・八	二四・〇	三六・〇	二・四
		一級	二二・二	一六・二	二四・六	
		二級	一九・二	一五・〇	二一・六	
		三級	一一・四	八・四	一二・六	
	乙種	コンストラクション	二一・六	一一・四	一六・二	
		スタンダード	一七・四	六・六	九・六	
		ユーティリティ	一一・四	三・〇	四・二	
	たて枠用たて継ぎ材		一七・三	六・〇	九・〇	

Hem—Tam	甲種	特級	一八・〇	一三・八	一九・四	二・一
		一級	一五・〇	八・四	一八・〇	
		二級	一二・六	六・六	一三・八	
		三級	七・二	三・六	八・四	
	乙種	コンストラクション	一四・四	四・八	一〇・二	
		スタンダード	一一・四	三・〇	五・四	
		ユーティリティ	七・二	一・二	三・〇	
	たて枠用たて継ぎ材		一一・一	二・五	五・四	
Hem—Fir	甲種	特級	二四・〇	二一・二	三四・二	二・一
		一級	二〇・四	一五・〇	二三・四	
		二級	一八・六	一二・六	二〇・四	
		三級	一〇・八	七・二	一二・〇	
	乙種	コンストラクション	一九・八	九・六	一五・六	
		スタンダード	一六・八	五・四	九・〇	
		ユーティリティ	一〇・八	二・四	四・二	
	たて枠用たて継ぎ材		一六・四	五・一	八・五	
S—P—F又は Spruce—Pine—Fir	甲種	特級	二〇・四	一六・八	三〇・〇	一・八
		一級	一八・〇	一二・〇	二二・二	
		二級	一七・四	一一・四	二一・六	
		三級	一〇・二	六・六	一二・六	
	乙種	コンストラクション	一八・六	八・四	一六・二	
		スタンダード	一五・六	四・八	九・〇	
		ユーティリティ	一〇・二	二・四	四・二	
	たて枠用たて継ぎ材		一五・一	四・六	八・九	
W Cedar	甲種	特級	一五・〇	一四・四	二三・四	一・八
		一級	一二・六	一〇・二	一六・八	
		二級	一〇・二	一〇・二	一六・二	
		三級	六・〇	六・〇	九・六	
	乙種	コンストラクション	一一・四	七・二	一二・〇	
		スタンダード	九・〇	四・二	六・六	
		ユーティリティ	六・〇	一・八	三・六	
	たて枠用たて継ぎ材		八・五	四・〇	六・五	